

川崎市港湾局土木工事等の情報共有システム実施ガイドライン

(令和7年1月)

(目的)

第1条 本ガイドラインは、川崎市港湾局が発注する工事において、情報共有システム（以下「システム」という。）を活用するにあたり必要な事項を定め、「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」、「書面の処理の迅速化」、「工事施工中の情報交換・共有の効率化」等の実現に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本ガイドラインにおいて、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) システム 受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムをいう。
- (2) 工事帳票 「川崎市港湾工事共通仕様書」、「川崎市土木工事共通仕様書」等で定義された資料をいい、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む。）したものをも有効とする。ただし、システムを用いて処理（指示、承諾、協議、提出、報告、通知等）する場合は、記名がなくても有効とする。

(対象工事)

第3条 川崎市港湾局が発注する工事を対象とする。

- 2 システムの活用は、発注者の指定により実施する「発注者指定型」または受注者からの希望により実施する「受注者希望型」とする。

(システムの選定)

第4条 使用するシステムは、次に掲げる要件を満たすものから受注者が選定し、事前に発注者とメール等で調整した上で、「川崎市港湾局土木工事等の情報共有システム利用申請書（変更申請書）」をシステムにより発注者宛て提出するものとする。

- (1) 「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（国土交通省）」のうち、以下に示す機能を必須要件とする（「情報共有システム提供者における機能要件（最新版）対応状況一覧表（国土交通省）」参照）。

ア 発議書類作成機能

イ ワークフロー機能

ウ 書類管理機能（共有書類管理機能、発議書類管理機能、未発議書類管理機能）

エ 工事書類等入出力・保管支援機能

- (2) システム提供方法は、ASP方式（システム提供者がシステムの機能を提供する方法）とする。

(3) システム操作等について、相談窓口等のサポート体制があるもの。

(システム利用に係る手続き)

第5条 システムの利用登録及び利用料の支払い等の手続きは、受注者が行うものとする。
受注者及び発注者は、システム提供者から ID 及びパスワードを取得するものとする。

なお、「発注者指定型」でやむを得ない理由によりシステムの利用を取りやめる場合は、
「川崎市港湾局土木工事等の情報共有システム利用取下申請書」を発注者宛て提出すること。

(システムに係る費用)

第6条 システムに係る費用(登録料及び利用料)は、共通仮設費の技術管理費の共通仮設費率に含まれる。

(対象工事帳票)

第7条 対象とする工事帳票は工事打合せ書とする。なお、工事打合せ書以外の工事帳票についても、工事打合せ書に添付することで有効とする。

(成果品)

第8条 システムで処理された工事帳票は、「川崎市電子納品要領」に基づき電子納品することを原則とする。

(検査)

第9条 システムで処理された工事帳票は、電子媒体での検査を原則とする。

(利用上の注意)

第10条 システムの利用にあたり、以下のことに注意すること。

- (1) ID 及びパスワードの管理並びに操作端末の管理を徹底し、情報漏洩の防止を図ること。また受注者は、情報漏洩が発生した場合又はその疑いがある場合、速やかに発注者へ報告すること。
- (2) システムで推奨されている環境(通信速度、CPU、容量等)が整っていることを事前に確認すること。

(その他)

第11条 本ガイドラインに定めのない事項については、受発注者間で別途協議すること。